

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第五十号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十六条中「及び第四十五条から第四十六条の二（船員である職員に関する部分に限る。）まで」を「、第四十五条及び第四十六条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定による保険給付であつて、佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けられる場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する
 条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)第一条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第十六条 この章に定めるもののほか、補償に<u>関し必要な事項については、法第三章(第二十四条、第二十五条、第三十九条の二、第四十五条及び第四十六条を除く。)</u>の規定の例による。</p>	<p>(職員)</p> <p>第二条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)第一条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく船員保険の被保険者</p> <p>三 略</p> <p>(この条例に定めがない事項)</p> <p>第十六条 この章に定めるもののほか、補償に<u>関し必要な事項については、法第三章(第二十四条、第二十五条、第三十九条の二及び第四十五条から第四十六条の二(船員である職員に関する部分に限る。))までを除く。)</u>の規定の例による。</p>